

# 特記仕様書

1 件 名： 令和3年度那覇港臨港道路清掃及び巡回等業務委託

2 履行期間： 令和 3年 4月 1日 ～ 令和 4年 3月 31日

位 置： 那覇港臨港道路線

## 4 委託概要：

- (1) 1. 臨港道路路面清掃 (機械) 年 6 回 年間作業実施延長距離 = 442.59 k m  
(側帯及び中央分離帯) (別添図参照)
2. 屋根付き歩道清掃 (屋根内側パイプ等黒埃、粉塵) 2 回/年… (泊ふ頭内)  
(高圧洗浄車、カーゴ車、高圧洗浄機、普通作業員、軽作業員、各 2 人/1 日)/1 回あたり  
※清掃箇所の汚れ状況を職員へ写真提示により報告し、作業実施日の指示を受けること。
- (2) 臨港道路及び構内道路等巡回作業 (2t車) 週 3 回 (年間 5 2 週) = 1 5 6 回  
臨港道路を巡回パトロールし、車道又は歩道等の目立つゴミ (動物の死骸も含む)  
の収集及び異常等の確認報告及び委託者より要請のあったごみ等収集処理

## 5 詳細仕様

- (1) 本業務は、業務委託契約書並びに、本特記仕様書に基づき作業を行うこと。
- (2) 本清掃に関する連絡・報告・調整等は、職員へ行うものとする。
- (3) 業務着手前に年間作業工程表を作成提出し、承諾を得ること。
- (4) 作業は基本的に、請負者の勤務時間内 (一般的に午前 7 時から午後 6 時の間) に行い路面清掃車の作業速度を 3.3 k m/以下とし、交通混雑 (朝夕の出退勤時間を避ける等) を起こさないよう努めるものとする。
- (5) 緊急に片づけ清掃等が必要と認めるときや職員の指示があった場合は、業務時間外 (土日祝祭日含む) においても速やかに対応するものとする。
- (6) 業務範囲ヶ所が工事等その他の理由により作業ができない場合は、職員と調整し日程変更あるいは場所変更等により対応するものとする、
- (7) 道路その他の清掃において産業廃棄物等も回収するものとし、その運搬処理は許可業者に行わせ、費用についてはマニフェスト等で別途請求できるものとする。
- (8) 巡回その他業務において破損あるいは異常等があった場合、応急処置が必要な場合は処理を行い、早急に報告するものとする。
- (9) 各月の業務報告書 (日誌・作業写真等) を作成し、職員と定めた翌月の日時に提出説明報告をおこなうものとする。
- (10) 業務報告書には、収集ゴミ量、道路等の状況報告 (破損状況等) 及びその他必要と認めるものを記述すること。
- (11) 本特記仕様書及び図書に疑義が生じたときは、双方協議のうえ決定する。
- (12) ゴミの処分費用については、当初設計 35t 計上している。ゴミ処理場への搬入、ゴミの処分は、許可業者によって行う。